

品川区歯科衛生相談実施要綱

制定 昭和 62 年 3 月 25 日 区長決定
要綱第 1 5 号
改正 平成 9 年 3 月 要綱第 2 9 号
改正 平成 11 年 7 月 要綱第 9 4 号
改正 平成 12 年 3 月 要綱第 5 7 号
改正 平成 13 年 3 月 要綱第 4 2 号
改正 平成 17 年 5 月 要綱第 4 3 号
改正 平成 21 年 3 月 要綱第 4 7 号
改正 平成 27 年 3 月 要綱第 2 1 号
改正 令和 6 年 3 月 要綱第 1 3 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、乳幼児に対して、歯科健診ならびに歯科予防処置を実施するとともに、適切な指導を行い、歯科衛生の推進により健康の保持および増進を図ることを目的とする。

(実施機関)

第 2 条 実施機関は、品川、大井、荏原の各保健センター(以下「センター」という。)とする。

(対象)

第 3 条 歯科衛生相談の対象は、区内に住所を有する満 3 歳に達しない幼児とする。

(実施方法)

第 4 条 歯科衛生相談の実施方法は、次のとおりとする。

(1)センターの所長(以下「所長」という。)は、次により対象者の把握に努めること。

ア 住民基本台帳

イ その他の関係資料

(2)対象児のうち 2 歳児には、個別通知による。

(3)健康診査内容は、次のとおりとする。

ア う蝕

イ 顎発育および歯の萌出

ウ 口腔軟組織の疾患

エ 口腔の清掃状態

オ その他の歯と口腔の疾病異常

(4)歯科保健指導

歯科相談・保健指導を行い、希望児には、フッ化物塗布等の予防処置を実施する。

(事後措置)

第5条 所長は、診査の結果、う蝕および口腔の疾病異常の疑いがある場合は、医療機関での受診を勧奨する。

(記録)

第6条 健康診査結果および指導事項は、親子健康手帳(母子健康手帳)および2歳児歯科健康診査健診票に記録する。また、事業実績状況は、歯科衛生相談実施記録を作成し、保存しておく。

(報告)

第7条 所長は、健康推進部長に、本事業の実施について、地域保健事業報告、東京都歯科保健事業報告により報告するものとする。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。